

「自治医科大学卒業医師
キャリア形成プログラム」
及び
「キャリア形成卒前支援プラン」

岐阜県健康福祉部
医療福祉連携推進課

目 次

1	自治医科大学卒業医師のキャリア形成	P 1
2	キャリア形成卒前支援プラン	P 4
3	キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの作成	P 4
4	学生及び医師へのサポート体制	P 4
5	専門研修プログラムと勤務例	P 5

1 自治医科大学卒業医師のキャリア形成

キャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいう。

キャリア形成プログラムの対象は、①地域枠で入学し、卒業した医師、②地元出身者枠のうち、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する契約を当該都道府県と締結する旨の要件がある定員枠で入学し、卒業した医師、③自治医科大学を卒業した医師、④その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（自治体と大学等が設定する一定期間の従事要件のある定員枠で入学し、卒業した医師を含む）とする。ただし、③に掲げる者については、令和元年度以降に同大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、県はその者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用する。

勤務計画

自治医科大学卒業医師が医師として県民のため指定公立病院等（自治医科大学修学資金貸与規定（以下「貸与規定」という。）第7条第1項第1号に規定する指定公立病院等をいう。以下同じ。）に勤務しなければならない期間（以下「義務年限」という。）は、貸与規程第7条第1項第1号に規定する期間とする。義務年限のうち2分の1以上の期間は、へき地等の指定公立病院で勤務することとする。

義務年限は、①医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行う期間（臨床研修）、②知事が指定するへき地等の指定公立病院等に勤務する期間（へき地等勤務）、①および②の期間を除く指定公立病院等に勤務する期間（後期研修）とする。義務年限は、概ね次によるものとし、医療芸術等の事情変化に対応させ弾力的運用を図るものとする。

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
勤務区分	臨床研修		へき地等勤務					後期研修		

臨床研修

臨床研修指定病院は、岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院、岐阜県立下呂温泉病院、高山赤十字病院、揖斐厚生病院、中濃厚生病院及び久美愛厚生病院とする。

臨床研修期間には、へき地医療支援機構の専任担当官と適宜振り返り面談を行い、県が実施するへき地医療に関する研修会に参加する。

へき地等勤務

へき地等勤務で勤務する市町村は、過疎地域又は山間へき地でへき地診療所等を有し、医師の確保が困難な状況にあると認められる市町村とする。

後期研修

後期研修で自治医科大学卒業医師が勤務できる病院等は、①岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院及び岐阜県立下呂温泉病院、②へき地医療拠点病院（①の病院を除く）、③岐阜大学医学部附属病院、④県内の初期臨床研修病院（①から③の病院を除く）、⑤県内の自治体立病院（①から④の病院を除く）、⑥県内の社会医療法人が開設者である病院（①から⑤の病院を除く）、⑦県の機関、⑧自治医科大学医学部附属病院とする。

休職（自治医科大学）

自治医科大学での後期研修は、研修期間は2年を限度とし、その期間は義務年限外として扱う。研修終了後は、指定公立病院等で勤務するものとする。

キャリア形成支援対象診療科

地域医療の確保に資するため、主に次の診療科に係る医師のキャリア形成を支援し、義務年限中の専門研修プログラムの修了を目標とする。ただし、地域医療提供体制の安定・確保のため、義務年限内に修了できない場合がある。

- ・ 総合診療科
- ・ 内科

義務年限中に修了可能な専門研修プログラムと勤務例は別紙のとおり。

実務研修

市町村立診療所等に勤務させる場合には、県及び当該市町村と実務研修先病院とが協議して定めるところにより、原則週1日、当該実務研修先病院においてへき地医療等の実務について研修を行うものとする。なお、研修先は県内に限るものとする。

結婚協定

岐阜県出身の自治医科大学卒業医師と他都道府県出身の自治医科大学卒業医師が結婚する場合は、関係者と調整のうえ、結婚協定を締結する。

育児休業

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児休業を取得する場合は、育児休業の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数は義務年限外とする。ただし、産前産後休暇は、義務年限内とする。

育児短時間勤務

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児短時間勤務を取得する場合、当該期間中の義務年限の計算方法は次により取り扱う。

- (1) 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。

- (2) (1)に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- (3) 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月勤務したものとみなす。
- (4) 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は義務年限外とする。
- (5) 育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は義務年限外とする。

介護休業

自治医科大学卒業医師が、介護休業する場合は、介護休業の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数は義務年限外とする。

ドクタープール

義務年限を終了した自治医科大学卒業医師のうち、引き続き、県職員としての勤務を希望する者は、県職員の身分を保有することができるものとする。期間は、後期研修を含めて最長5年とする。

2 キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力も得つつ策定した計画案により、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画をいう。

キャリア形成卒前支援プランの対象は、①地域枠で入学した学生、②従事要件がある地元出身者枠で入学した学生、③自治医科大学の学生、④その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生とする。キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、県はその者の同意を得て、キャリア形成卒前支援プランを適用する。

具体的な取組

医学生地域医療推進事業

自治医科大学で行われる自治医科大学主管課長会議（例年6月頃）、自治医科大学入試事務担当者会議（例年11月頃）において、自治医科大学卒業医師等に講師を依頼し、地域医療やキャリア形成について講義を行うこととする。自治医科大学へ赴くことが難しい場合は、WEBなどにより講義を行うこととする。

3 キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの作成

キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの作成

キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの内容については、対象医師及び将来対象となる予定の学生の意見を聞いた上で、地域医療対策協議会のワーキンググループに位置付けられるべき地域医療対策委員会にて協議を行う。

4 学生及び医師へのサポート体制

自治医科大学の学生、義務年限期間、義務年限終了後においても、継続的にへき地医療支援機構によるサポート・指導を行い、へき地医療を担う医師の育成を行う。

5 専門研修プログラムと勤務例

(一社) 日本専門医機構が認定している専門研修プログラムのうち、自治医科大学卒業医師が義務年限中に修了可能な専門研修プログラムと勤務例

総合診療科

※以下のプログラムは令和4年度に提示されたプログラム

・清流の国ぎふ総合診療専門研修プログラム (岐阜大学医学部附属病院)

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目、2年目) 【総診Ⅰ】白鳥病院、和良診療所、朝日診療所、久々野診療所のいずれか 【総診Ⅱ】白鳥病院、飛騨市民病院のいずれか				(専門研修3年目) 【必須領域別研修】岐阜大学医学部附属病院		

・松波総合病院総合診療専門研修プログラム

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目、2年目) 【総診Ⅰ】白鳥病院、上矢作病院のいずれか 【総診Ⅱ】飛騨市民病院				(専門研修3年目) 【必須領域別研修】松波総合病院		

・みのひだ地域医療総合診療専門研修プログラム (国保白鳥病院)

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目、1.5年目) 【総診Ⅰ】和良診療所、高鷲診療所、白川診療所、平瀬診療所、久々野診療所、朝日診療所、清見診療所、東白川村国保診療所、小坂診療所のいずれか 【総診Ⅱ】白鳥病院				(専門研修2.5年目、3年目) 【必須領域別研修】県総合医療センター中濃厚生病院		

・中山道恵那総合診療地域包括医療研修プログラム (市立恵那病院)

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目、2年目) 【総診Ⅰ】白鳥病院、上矢作病院、東白川村国保診療所、小坂診療所、朝日診療所、久々野診療所、和良診療所、白川診療所、平瀬診療所のいずれか 【総診Ⅱ】白鳥病院、飛騨市民病院				(専門研修3年目、4年目) 【必須領域別研修】市立恵那病院		

内 科

※以下のプログラムは令和4年度に提示されたプログラム

プログラム中3年目～7年目の病院・診療所勤務については、5年間のうちいずれか1年を提示した医療機関で行うこととなる。

・中濃厚生病院内科専門研修プログラム「日本どまんなかプログラム」

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目) 白鳥病院、和良診療所のいずれか					(専門研修2年目、3年目) 中濃厚生病院	

・岐阜県立多治見病院内科専門研修プログラム

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目) 上矢作病院					(専門研修2年目、3年目) 県立多治見病院	

・高山赤十字病院内科専門研修プログラム

年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務地	—		(専門研修1年目) 飛騨市民病院					(専門研修2年目、3年目) 高山赤十字病院	